

茨城県農業再生協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書の一部変更について
新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>茨城県農業再生協議会 施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条～第4条 (略)</p> <p>(支援対象者) 第5条 (略)</p> <p>(3) 省エネルギー等対策推進計画（実施要領第5の2に定めるものをいう。以下同じ。）を定め、次のア又はイの場合に応じて、それぞれ当該ア又はイに定める目標を掲げるとともに、取組内容等からその達成が確実であると認められること。</p> <p>なお、省エネルギー等対策推進計画の目標達成に向け不断に取り組むこととともに、民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して、燃油コストの変動の抑制に取り組むことが望ましい。</p> <p>ア 令和2事業年度以降に計画を策定する場合：策定事業年度の翌々事業年度までに10a 当たり燃油使用量を15%以上削減することにより、燃油価格の変動が経営に及ぼす影響を緩和すること。</p> | <p>茨城県農業再生協議会 施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条～第4条 (略)</p> <p>(支援対象者) 第5条 (略)</p> <p>(3) 省エネルギー等対策推進計画（実施要領第5の2に定めるものをいう。以下同じ。）を定め、次のア又はイの場合に応じて、それぞれ当該ア又はイに定める目標を掲げるとともに、取組内容等からその達成が確実であると認められること。</p> <p>なお、省エネルギー等対策推進計画の目標達成に向け不断に取り組むこととともに、民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して、燃油コストの変動の抑制に取り組むことが望ましい。</p> <p>ア 令和元事業年度以降に計画を策定する場合：策定事業年度の翌々事業年度までに10a 当たり燃油使用量を15%以上削減することにより、燃油価格の変動が経営に及ぼす影響を緩和すること。</p> |

イ 令和元事業年度までに計画を策定し、継続して取り組んでいる場合：策定事業年度の翌々事業年度までに、(ア) から(ウ)までのいずれか一つに取り組むことにより、燃油価格の変動が経営に及ぼす影響を緩和すること。

(事業実施計画及び省エネルギー等対策推進計画)

第6条 (略)

3 (3) 支援対象者の省エネルギー等対策推進計画において、その構成員である全ての事業参加者が施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート (『「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート (改定版3)」について』 (令和3年6月22日付け3生産第662号農林水産省生産局長通知) に規定される「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート (改定版3)」をいう。以下同じ。) を活用した省エネルギー生産管理の実践に取り組む計画となっており、その実施が確実であると見込まれること。

第7条～第13条 (略)

(燃油購入数量等の設定)

第14条 セーフティネットへの加入を希望する支援対象者 (以下「加入申込者」という) 又は前条により積立契約を締結した支援対象者 (以下「加入者」という。) は、施設園芸用燃油価格差補填金(燃油価格の急上昇が施設園芸農業者の経営に

イ 平成 30 事業年度までに計画を策定し、継続して取り組んでいる場合：策定事業年度の翌々事業年度までに、(ア) から(ウ)までのいずれか一つに取り組むことにより、燃油価格の変動が経営に及ぼす影響を緩和すること。

(事業実施計画及び省エネルギー等対策推進計画)

第6条 (略)

3 (3) 支援対象者の省エネルギー等対策推進計画において、その構成員である全ての事業参加者が施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート (~~『「施設園芸省エネルギー生産管理マニュアル 【改定版2】」及び「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート 【改定版2】」について』~~ (平成30年10月4日付け30生産第1231号農林水産省生産局長通知) に規定される「施設園芸省エネルギー生産管理チェックシート 【改定版2】」をいう。以下同じ。) を活用した省エネルギー生産管理の実践に取り組む計画となっており、その実施が確実であると見込まれること。

第7条～第13条 (略)

(燃油購入数量等の設定)

第14条 セーフティネットへの加入を希望する支援対象者 (以下「加入申込者」という) 又は前条により積立契約を締結した支援対象者 (以下「加入者」という。) は、施設園芸用燃油価格差補填金(燃油価格の急上昇が施設園芸農業者の経営に

及ぼす影響を緩和するための補填金をいう。以下「補填金」という。)に係る積立金の積立方式について、その構成員の事業参加者ごとに下表の選択肢からいずれかを選択し、別紙様式第7号による燃油購入数量等設定申込書(以下「数量等申込書」という。)により、補填金の対象となる燃油購入数量とともに、協議会に申し込むものとする。

なお、第11条第2項による積立契約の更新等に伴い当該事業年度の燃油購入数量の追加を行う場合も同様とする。

| 選択肢(積立方式) | 油種 | 積立額の算出式 |
|-----------------------------------|------------|-------------------------------|
| 燃油価格の115%相当までの高騰に備え積み立てる場合 | A重油 | <u>12.2</u> 円/リットル×燃油購入数量×1/2 |
| | 灯油 | <u>13.0</u> 円/リットル×燃油購入数量×1/2 |
| 燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立てる場合 | A重油 | <u>24.5</u> 円/リットル×燃油購入数量×1/2 |
| | 灯油 | <u>25.9</u> 円/リットル×燃油購入数量×1/2 |
| 燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立てる場合 | A重油 | <u>40.8</u> 円/リットル×燃油購入数量×1/2 |
| | 灯油 | <u>43.2</u> 円/リットル×燃油購入数量×1/2 |
| <u>燃油価格の170%相当までの高騰に備え積み立てる場合</u> | <u>A重油</u> | <u>57.1</u> 円/リットル×燃油購入数量×1/2 |
| | <u>灯油</u> | <u>60.5</u> 円/リットル×燃油購入数量×1/2 |

及ぼす影響を緩和するための補填金をいう。以下「補填金」という。)に係る積立金の積立方式について、その構成員の事業参加者ごとに下表の選択肢からいずれかを選択し、別紙様式第7号による燃油購入数量等設定申込書(以下「数量等申込書」という。)により、補填金の対象となる燃油購入数量とともに、協議会に申し込むものとする。

なお、第11条第2項による積立契約の更新等に伴い当該事業年度の燃油購入数量の追加を行う場合も同様とする。

| 選択肢(積立方式) | 油種 | 積立額の算出式 |
|----------------------------|-----|-------------------------------|
| 燃油価格の115%相当までの高騰に備え積み立てる場合 | A重油 | <u>12.5</u> 円/リットル×燃油購入数量×1/2 |
| | 灯油 | <u>13.2</u> 円/リットル×燃油購入数量×1/2 |
| 燃油価格の130%相当までの高騰に備え積み立てる場合 | A重油 | <u>24.9</u> 円/リットル×燃油購入数量×1/2 |
| | 灯油 | <u>26.4</u> 円/リットル×燃油購入数量×1/2 |
| 燃油価格の150%相当までの高騰に備え積み立てる場合 | A重油 | <u>41.6</u> 円/リットル×燃油購入数量×1/2 |
| | 灯油 | <u>44.0</u> 円/リットル×燃油購入数量×1/2 |

第14条第2項～第25条 (略)

第14条第2項～第25条 (略)

附則 この業務方法書の変更は、令和4年4月27日から施行する。